

利用上の注意

1 調査の目的

この調査は、全国の卸売業・小売業を営む事業所の分布状況、販売活動を把握し、さらに業種別、規模別、地域別等に区分し、商業活動の実態を明らかにすることを目的としている。

2 調査の根拠

商業統計調査は、統計法(昭和22年法律第18号)に基づく「指定統計調査」(指定統計第23号)であり、商業統計調査規則(昭和27年通商産業省令第60号)によって実施されている。

3 調査期日

平成19年商業統計調査は、平成19年6月1日現在で実施した。

なお、この調査は昭和27年以降2年ごと、昭和51年以降は3年ごと、平成9年以降は5年ごとに実施するとともに、その中間年(調査の2年後)に簡易な調査を実施している。

回	調査年次	調査期日	回	調査年次	調査期日	回	調査年次	調査期日
1	昭和27年調査	9月1日	10	昭和45年調査	6月1日	17	平成元年調査	10月1日
2	29	9月1日	11	47	5月1日	18	3	7月1日
3	31	7月1日	12	49	5月1日	19	4	10月1日
4	33	7月1日	13	51	5月1日	20	6	7月1日
5	35	6月1日	14	54	6月1日	21	9	6月1日
6	37	7月1日	15	57	6月1日	22	11 簡	7月1日
7	39	7月1日	16	60	5月1日	23	14 本	6月1日
8	41	7月1日	17	61	10月1日	24	16 簡	6月1日
9	43	7月1日	17	63	6月1日	24	19 本	6月1日

注1：表中の は、次の調査種別を表示。 卸売・小売業・飲食店、 卸売・小売業、 飲食店

注2：「本」は本調査、「簡」は簡易調査を表示。

4 調査の範囲

商業統計調査の範囲は、日本標準産業分類による「大分類 J - 卸売・小売業」に属する公営・民営事業所を対象とする。

これには、次の事業所も調査対象として含まれる。

会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所(売店等)

有料の公園、遊園地、テーマパーク、駅の改札内、有料道路内にある別経営の事業所

店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ販売などの事業所

しかし、上記以外の劇場内、運動競技場内など料金を支払って出入りする有料施設内の事業所は、原則調査の対象としない。

なお、調査期日に休業、精算又は開設準備中、季節営業であっても専従者がいる事業所は対象とする。

5 調査の経路

商業統計調査の調査経路は、以下のとおりである。なお、調査方法は以下の(1)、(2)による。

(1) 申告者(事業所)が自ら調査票に記入する方法(自計方式)による調査員調査方式

商業統計調査指導員

経済産業大臣

都道府県知事

市区町村長

商業統計調査員

申告者(事業所)

(2) 商業企業の本社・本店等が傘下の事業所の調査票を一括して作成し、経済産業省又は都道府県へ直接提出する本社等一括調査方式

経済産業大臣又は都道府県知事

対象企業

6 調査項目

調査の項目は巻末の調査票様式のとおりでである。

7 統計表利用のための主な用語の説明

(1) 事業所(商業事業所)

原則として一定の場所すなわち一区画を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

なお、「法人でない団体」は「個人事業所」に含めている。

(2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所

産業用使用者(建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等)に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所

主として業務用に使用される商品(事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械(農業用器具を除く)、建設材料(木材、セメント、板ガラス、かわら等)などを販売する事業所

製造業の会社が別の場所に経営している自社製品の販売事業所(主として統括的・管理的事務を行っている事業所を除く)

例えば、家電メーカーの支店、営業所が自社製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となる。

商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業でなく卸売業とする。

主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所（代理商、仲立業）。代理商、仲立業には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

(3) 小 売 業

主として次の業務を行う事業所をいう。

個人(個人経営の農林漁家への販売を含む)又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所

産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所

商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。

ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業（大分類 Q - サービス業(他に分類されないもの)）となる。この場合、修理のために部品などを取り替えても、商品の販売とはしない。

製造小売事業所(自店で製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所)

例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局など。

ガソリンスタンド

主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売の事業所）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店で他の事業所によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

(4) 従業者及び就業者

平成 19 年 6 月 1 日現在で、この事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。
従業者とは、「個人業主」、「無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいい、**就業者**とは、従業者に「臨時雇用者」及び「他からの派遣従業者」を合わせ「従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者」を除いたものをいう。

「**個人業主**」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいう。

「**無給の家族従業者**」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいう。

「**有給役員**」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者をいう。

「**常用雇用者**」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」と呼ばれてい

る者で次のいずれかに該当する者をいう。

ア 期間を定めずに雇用されている者

イ 1 か月を超える期間を定めて雇用されている者

ウ ア、イ以外の雇用者のうち、平成19年の4月、5月のそれぞれの月に18日以上雇用されていた者

「**臨時雇用者**」とは、常用雇用者以外の雇用者で1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

「**他からの派遣従業者**」とは、他の会社など別経営の事業所から派遣されている者又は下請として他の会社など別経営の事業所から来て業務に従事している者をいう。

「**従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者**」とは、従業者及び臨時雇用者のうち、他の会社など別経営の事業所へ派遣している者又は下請として他の会社など別経営の事業所の業務に従事している者をいう。

(5) 年間商品販売額

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間のその事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含む。

(6) その他の収入額

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間の商品販売に関する修理料及び仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商業活動以外の事業による収入額を合計したもので、消費税額を含む。

「商品販売に関する修理料」とは、販売商品に関連した修理に対する収入額

「仲立手数料」とは、他人又は他の事業所のために仲立人として卸売業の商品売買のあっせんを行って得た収入額

「製造業出荷額」とは、自店で製造した商品の卸売販売額、原材料を支給し委託生産したものに自社で加工処理して完成させた商品の卸売販売額、受託製造の加工賃収入額

「飲食部門収入額」とは、飲食できる設備を有し、その場所で料理等を飲食させた収入額。

「サービス業収入額」とは、販売商品に関連しない各種修理、クリーニング、DPE 取次手数料などのサービスの提供に対する収入額

(7) 商品手持額

平成19年3月末日現在、販売目的で保有している全ての手持商品額（仕入れ時の原価による）

(8) セルフサービス方式(小売業のみ)

セルフサービス方式とは 客が値札等により各商品の値段が判るような表示方式をと

っていること、 店に備え付けられている買物カゴ、ショッピングカートなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること、 売場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること、の三つの条件を兼ねている場合をいう。商業統計調査でいう「セルフサービス方式採用」の事業所とは上記条件による販売を売場面積の50%以上で行っている事業所をいう。

(9) 売場面積(小売業のみ)

平成19年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く）をいう。

ただし、牛乳小売業、自動車（新車・中古）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業の事業所については売場面積の調査を行っていない。

(10) 営業時間(小売業のみ)

牛乳小売業、新聞小売業に属する事業所の営業時間は調査していない。

(11) 商品販売形態(小売業のみ)

店頭販売...店頭で商品を販売した場合をいう。なお、定期的に家庭を訪問又は注文を受けて配達販売するご用聞き及び一定地区を巡回するような移動販売も含む。

訪問販売...訪問販売員等が家庭などを訪問して商品を販売した場合をいう。

通信・カタログ販売...カタログ、テレビ、ラジオ、インターネット等の媒体を用いてPRを行い、消費者から郵便、電話、FAX、インターネット、銀行振込などの通信手段による購入の申込を受けて商品を販売した場合をいう。

自動販売機による販売...商業事業所が管理している自動販売機で商品を販売した場合をいう。

その他.....ピザの宅配、仕出し屋、生活協同組合の「共同購入方式」、新聞、牛乳などの月極販売及び上記以外の販売形態で商品を販売した場合をいう。

(12) 来客用駐車場(小売業のみ)

平成19年6月1日現在で、来客の自動車を一時的に保管できる場所をいう。

なお、ガソリンスタンドについては調査を行っていない。

専用駐車場...自己所有又は契約等により、その事業所が単独で利用できる来客用の駐車場をいう。

共用駐車場...他の事業所等と共用で使用しており、その事業所が単独で利用できる区画が明白になっていない来客用の駐車場をいう。

収容台数……専用駐車場で満車の状態で収容できる台数をいい、一日の延べ収容台数ではない。

(13) 業態別統計の数値

平成19年商業統計調査のうち、小売業を営む事業所について、「業態分類表」（別表1参照）のとおり、業態区分の定義に従って再集計したものである。

(14) 立地環境の特性区分及び定義

平成19年6月1日現在で実施した平成19年商業統計調査に用いた調査区に所在する小売業を営む事業所について、「立地環境特性区分の定義」により特性付けを行って再集計したものである。

立地環境特性は、原則として都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づいて、区分及び定義を設定している（別表2、3参照）。

(15) 流通経路と流通段階の格付け方法

個々の事業所の格付けは、商業統計調査の調査項目の「年間商品仕入額の仕入先別割合」及び「年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合」の中で、その最も大きい割合の仕入先及び販売先によって決定している。

流通経路と流通段階の関係は、別表4のとおりである。

8 その他

(1) 統計表中の記号

「-」 該当数値無しのもの

「0」及び「0.0」 四捨五入による単位未満のもの

「▲」 マイナス数値のもの

「χ」 1又は2の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れる恐れがあるため秘匿した箇所。また、3以上の事業所であっても、前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も秘匿したもの

(2) 業種別の比較

業種別の比較にあたっては、以下に基づく。

卸売業：産業分類の3けた分類(小分類)での比較。

小売業：産業分類の2けた分類(中分類)。ただし「その他の小売業」については、3けた分類(小分類)で比較。

なお、簡易調査であった平成16年は商業統計調査独自の分類が採用されており、今回、平成16年調査結果を一部組み替えて前回比較している。

(3) 構成比

「構成比」については、単位未満四捨五入のため、内訳と合計が一致しないこともある。

(4) 年間商品販売額

「年間商品販売額」、「その他の収入額」の数値については、積み上げた数値とその合計値は単位未満四捨五入のため必ずしも一致しない。

(5) 売場面積に係る販売効率

「売場面積 1 m²当たり年間商品販売額」等は、売場面積を持つ事業所についてのみ算出している。

(6) 結果表の数値

この結果報告書は、本県が独自に集計したものであり、経済産業省が公表する数値と相違する場合がある。

(7) 回収状況

調査対象事業所	調査票回収数	回収率	集 計 事 業 所 数	
				卸・小売事業所
16,646	16,561	99.5	16,489	16,409

注1:調査対象事業所数、調査票回収数及び集計事業所数には、廃業、転業及び休業事業所を含まない。

注2:回収率は、調査票回収数÷調査対象事業所数により算出。

注3:調査票回収数と集計事業所数(有効回答事業所数)の差は無効回答事業所である。

注4:集計事業所数は、管理業務のみの本店又は本部を含む。

本書の内容についての問い合わせ先

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号
富山県経営管理部統計調査課商工係
TEL 076-444-3193(直通)
FAX 076-444-3490